

## 高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則

高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲に関する規則をここに公布する。

○高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則

(平成13年8月3日規則第127号)

### 高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知港三里地区の港湾関連用地のうち高知新港企業用地及び高知新港高台用地（以下「高知新港企業用地等」という。）について、分譲のうちその対価の支払が割賦支払の方法によるもの（以下「割賦分譲」という。）及び貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(割賦分譲)

第2条 高知新港企業用地等の割賦分譲をする場合は、支払期間を10年以内とし、割賦代金のほか即納金及び延納金を徴収する。

2 前項の即納金の額は、当該高知新港企業用地等に建設する建築物の撤去に要する費用として知事が認めた額（次条第3項において「建築物撤去費用の額」という。）とする。

3 第1項の延納金の額は、1年につき、当該高知新港企業用地等を分譲する場合の分譲の対価（次条第2項において「分譲の対価」という。）の1パーセントに相当する額とする。

(貸付け)

第3条 高知新港企業用地等を貸し付ける場合は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権を設定し、貸付料のほか契約保証金を徴収する。

2 前項の貸付料の年額は、分譲の対価の4.0パーセントに相当する額とする。

3 第1項の契約保証金の額は、建築物撤去費用の額に同項の貸付料の年額を加えて得た額とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、高知新港企業用地等の割賦分譲及び貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。